

島田市都市計画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、島田市都市計画審議会条例（平成17年島田市条例第125号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、島田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 条例第5条第2項に規定する会長の選挙は、無記名投票で行い、得票数が最多である者をもって当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 審議会は、委員の異議がないときは、指名推薦の方法による会長の選出をもって前項に規定する選挙に代えることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、会長に選出された者の委員としての任期による。

2 会長の任期の中途において会長が欠けたときは、会長が欠けた後最初に開く会議において、新たに会長の選出を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、招集期日の7日前までに日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第5条 条例第2条第3項の規定により関係行政機関又は県の職員から任命された委員が事故その他の理由により会議に出席することができないときは、当該委員が会長の承認を得て指名する者を会議に出席させ、その職務を代理させることができる。

(議案の説明者)

第6条 会議の議長は、議事に関係のある市の職員等を会議に出席させ、議事に関し必要な説明をさせることができる。

(資料の要求)

第7条 審議会は、議事の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。

(1) 当該議事に係る都市計画の立案及び当該議事の提案の経緯に関する事項

(2) 都市計画に関する基本的な方針と当該議事に係る都市計画との整合性に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することに支障があると議長が認めた議事で会議においてその承認を受けたものについては、この限りでない。

(傍聴席)

第9条 公開で行う会議においては、会場内に傍聴席を設けるものとする。

2 議長は、会議の会場の広さを勘案し傍聴席の数を定めることができる。この場合において、傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）を決定する。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、報道機関に対し傍聴を許可することができる。
（傍聴の手続）

第10条 傍聴人は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を記入するものとする。

（傍聴することができない者）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 故意に異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第12条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人が前項の規定に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（写真、動画等の撮影及び録音等の制限）

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第14条 傍聴人は、会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

（議事録）

第15条 会議を開催したときは、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1名が署名する。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 議事の内容
- (3) 出席及び欠席の委員の氏名
- (4) 審議の経過
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長又は審議会において必要とする事項
(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成23年7月4日から施行する。

(平成23年7月4日審議会議決)